

福祉環境委員会会議録

令和元年 10 月 11 日(金)
9 時 56 分～11 時 7 分
第 1 委員会室

【委員】柳楽委員長、上野副委員長

村武委員、布施委員、芦谷委員、田畑委員、澁谷委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

〔上下水道部〕坂田上下水道部長、坂田管理課長、櫻木下水道課長、
下水道管理係長、整備係長、施設係長

【事務局】新開書記

議 題

1 執行部報告

(1) 下水道事業への公営企業会計の適用について【下水道課】

(2) 市街地下水道整備計画（浜田処理区）の経営シミュレーションについて

【下水道課】

2 その他

【以下詳細は会議録のとおり】

【会議録】

(開 議 09 時 56 分)

柳楽委員長

ただいまから、福祉環境委員会を開会します。ただいま出席委員は 8 名で定足数に達しております。

前回の福祉環境委員会の報告していただいた下水道課から報告事項について、委員から再度説明を求めていましたのでお願いします。

1. 執行部報告

(1) 下水道事業への公営企業会計の適用について

柳楽委員長

下水道課課長から説明をお願いします。

下水道課課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

説明が終わりました。この件について質疑がありますか。

芦谷委員

新ロードマップを総務省が示さざるを得なかった、背景や理由が分かりますか。

下水道課課長

3 万人以上の市町村について簡水と下水道について、平成 32 年度までに移行しなさいと。その時に集落排水や浄化槽についても今後進めてくださいということはあったのですが、国の方から、主導で新たに移行しなさいということで出されました。

西村委員

結局、平成 28 年度から令和元年度までの事業費が 4 千万円近く出ていましたね。これが公営企業会計に移行するための準備に要した費用だと理解してよろしいのですよね。

下水道課課長

はい、そうです。

西村委員

そのうちの約半分を国が見ます、半分は自治体で見なさいと。ということは約 2 千万円が浜田市の負担分になるという解釈で良いのですよね。

下水道課課長

そうです。

西村委員

それ以外は一切、基本的に国の財政的支援はないということですよ。

下水道課課長

そうですね。今後適用すると交付金等の事業は認めますよと。

西村委員

要するにこうせざるを得ないのが実態ですよ。

下水道課課長

はい。

西村委員
下水道課課長
西村委員

予定としては来年度から以降するのですよね。
はい、来年4月からです。

今まで特別会計ということで単独の予算決算があったのですが、それとの比較で単純に言うと、減価償却費見合いが支出部分で増えてくる分が、予算的に膨らむ部分だという単純な計算では駄目なのですか。

下水道課課長

企業会計の形にはなりません。結局、今の特別会計がそのまま移行する形でないと経営ができない感じにはなりません。減価償却等の計算はしていきますが、市からの繰入金がないと経営が難しいです。企業会計になるからといって、すぐ経営が良くなるわけでは。説明が難しい。

西村委員

要するに、公営企業会計に移行することにより一般会計との関係で言うと、予算上どういう変化が起きてくるのか。一般会計からの繰入にしても、金額的に絶対変化が出てくると思うのですが。出てこないならそのように答弁があれば良いのだけど。

下水道課課長

企業会計にすることにより、減価償却費等が明らかになってきて、どれだけの経営ができていたか分かるようになりますが、特別会計の時と明らかに違う点はないです。経営上はあまり変わりません。

西村委員
下水道課管理係長

変わらないのですか。

企業会計となると減価償却費が入ってきますので、予算規模自体は全体的に上がっていく形です。

西村委員
下水道管理係長

そうでしょう。そのことはきちんと言ってもらわないと。

減価償却は入ってくるのですが、基本的には公営企業会計が入って、その部分は本来なら現金が入っています。

西村委員
下水道課管理係長

その理屈は分かる。

ただ、その部分については補てん財源として資本費へ回そうと考えていますので、基本的には特別会計時代の規模予算で運用していこうと考えています。大幅な繰入金の増にはなるべくならないように予算を組みたいと思っています。

西村委員

減価償却は単年度で言うと、どの程度の概算になるのか。分からなければいいです。

柳楽委員長

手元に資料がないということですかね。

管理課長

先ほどのイメージですが、昨年上水道と簡易水道が統合しました。やはり簡易水道も資産を調査して資産を持って一緒になりましたので、ばく大、大きくなっていますが、あれは上水道の使用料で基本的に賄う前提があるのですが、支出と収入も両方増えて大きくなっているけども、入ってくる繰入金等、そう大きくは変わらない前提です。ただ、繰入金についても基準内のものと基準外のもの、要するに法的に総務省の通達で認められているものと、市の政策として繰り入れるものとがあって、そこで少し動きはあると思いますが、大きな金額差は出てきません。その代わり、ばく大、大きくなるという話です。

下水道課長

減価償却費は年間で約 3 億円程度です。平成 30 年度末の減価償却高が約 76 億円くらいです。

西村委員

単純に言うと、それだけは絶対膨らみますと。機能として。

下水道課長

はい。

西村委員

分かりました。誰も心配するだろうと思いますが、特別会計から移行して何も変わらないなら、別にやる必要ないわけで。絶対何か変わっていくのです。単純に考えれば料金。その会計で全部賄っていきなさいというのが基本的な考え方だから、一般会計からの繰入を将来的には減らす方向で考えていくのが、多分国の考え方だろうと思います。その点について国が示したものはないので。公営企業会計自体がそういう考え方で進めという会計の指針のようなものがあるのか。

下水道課長

今回の移行に関して国が示す以前に、使用料で起債や維持管理等を本来賄うべきというのが公営企業自体の考えとしてあるのですが、こうした小さい自治体だと使用料収入も上がってこない。維持管理費についてはおおむね賄えているのですが、起債の償還等については特別会計を繰入金としてもらっています。本来は、使用料で全部賄えるのが企業会計でございますが、なかなか全国的に見ても、東京のように大きな自治体でないと賄えていなくて、維持管理費として使用料等を少し上げていくのが現状です。賄えているのが全国の自治体のうち 2 割程度しかない状況です。

西村委員

要するに公営企業会計の考え方によって、自治体が独自

で考えて経営しなさい、ということですよね。こうしなさいといった縛りはないのでですね。

下水道課長

ないです。公営企業の考え方は先ほど述べたとおりですが、全国的にもなかなかできない状況で、浜田市でも移行に向けての予算・財政措置等を財政と協議中です。

西村委員

職員の扱いが違うとのことですが、会計上で言うとうどういう違いが出てくるのですか。市長部局でしょう、そういう面では変わらないわけですよね。

下水道課長

はい、変わらないです。

田畑委員

公営企業会計にするということは職員の身分の問題もあるだろうけども、素人考えでは一般的に、原価を徹底的につかめということだろうと思います。よって2千万円近いお金をかけて固定資産税調査業務をやって、固定資産がこれだけあって償却がこれだけだと。売上は別として人件費を含む総原価がどれだけかかっているのかをつかむためには、公営企業会計が一番わかりやすいわけですよね。そこで職員の皆さんの身分が市長部局職員となると水道会計においては原価が発生しないと思われるのだが、その辺はどうなのですか。

下水道課長

会計上は原価が発生します。

下水道課管理係長

身分が市長部局というのが、職員自体の適用する法が地方公務員法の対象になるため、地方公営企業法の職員の、例えば三六協定等を適用するのではなく、あくまで公務員法対象職員のまま実施する形になります。公営企業会計の中で退職引当金であったり、賞与引当金等の部分は、普通の企業会計と同様の形で今回の公共下水道会計の中に含めて、実際に原価を持たせていく形になります。

田畑委員

例えば総下水道事業で料金収入がいくらからいあるの。

執行部

2億2、3千万円くらい。集落排水等全部含めて。

田畑委員

2億円に対する総原価が、公営企業会計で言うと減価償却や人件費、維持修繕等、いろいろな原価が出てくる。それをやった時に逆ザヤに当然なるのだな。

執行部

そうですね。

田畑委員

2億円しか金が入らないのに、公営企業会計でやれば原価が

3億円かかるとなれば、一般会計から補てんしてもらわねばなりません、ということを確認に示せと、公営企業会計でやることはそういうことか。

執行部

そのとおりです。

田畑委員

そこに、一般会計からいつまでもということが出来るなら、今のままでも良いが、できなくなるのではないですか。

下水道課長

言われたとおり、使用料収入も、今後料金の改定も含めて考えていかないといけないと思っています。

管理課長

先ほど下水道課管理係長が申し上げたように、要は職員の身分の根拠法法令が違うということで。職員の人件費を支弁するのは企業会計で支弁するので、田畑委員が心配されている企業というものの考え方は、当然考えていかないといけません。身分の問題と支弁をする問題は若干違う所があるのですが。公営企業会計というのは経済性を発揮しながら、公共福祉も増進するところですから、経営について考えてやっていかないといけない会計です。ですから市長部局職員であっても、経営が成り立つように努力していかねばなりません。

田畑委員

今、下水は農業集落排水、漁業集落排水、公共下水道、合併浄化槽がある。特に合併浄化槽は僕から見ると明らかに逆ザヤになっていると思う。例えば、市民の皆さんから7千円くらいいただいて、業者に8千円以上払っているような感じ、これはいつまでも逆ザヤになることがわかっているのだから、補助制度がある以上は受益者に無償支給することは法的にできないのか。

下水道課長

今回の9月議会の一般質問でありましたが、調べてみると市が設置した浄化槽を使用者に譲渡する例も、全国的に少しではありますが出ています。補助制度上の適化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）で言うと、何年かできなくなるので、できなくはないです。

田畑委員

可能であるなら、早くした方が良いと思う。今何基くらいあるの。

下水道課長

市が管理しているのが500基超あります。

田畑委員

月で2千円違って2万4千円、大変な額だと思う。対象は三

下水道課長
田畑委員

隅、弥栄、旭の3自治区しかないよね。それで500基。これはもう早くした方が良い。

それはまた検討します。

早くしないと余計に懐が厳しくなる。農業集落排水事業、漁業集落排水事業の処理場の統合は、補助金をいただいて作っているから可能ではないの。

下水道課長

三隅の地方地区農業集落排水と、福浦漁業集落排水の施設については、三隅の三保三隅浄化センターとの統合を検討しています。来年度、再来年度にかけて処理場をなくして、三保三隅浄化センターへ統合する方向で進めています。

田畑委員
下水道課長
田畑委員

固定費がすごくかかっているだろう。

そうです。

人口が減る、世帯が減る、収入が減る。1つの処理場の維持管理費は変わらないのだから。

澁谷委員

公営企業会計をするということは、減価償却をつかむことで隠れ借金というのですかね、全国的に下水道の更新時期に来ている自治体が多いのですが、減価償却してないとそのお金をどうするのかという問題について国もすごく危機感を持っていて、きちんと減価償却分を繰入した場合には、余った分を他へ使わず経営として成り立てるためにするとか。今までは水道も下水道も特別待遇だったのを標準化していこうということなのだろうと思っているのですが。僕の考えは間違っていますか。

下水道課長
澁谷委員

間違っていないです。

全体的に見て、他に使う事業は本当は下水道更新や追加更新のために、きちんと減価償却を積み立てていく経営方針のために、あえて総務省が公営企業を絶対化していかないと。それが分からないまま他に一杯お金を使ってもらっても、上下水道の問題は生活の基本と思っているので、非常にシンプルとか。

下水道課長
西村委員

はい。

来年4月から移行するのは、公共下水だと聞きました。農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽はどうなるのですか。

下水道課長

国では令和6年に移行です。約5年です。

布施委員 表の矢印の色は何色。
下水道課長 真ん中の、「下水道（集排・浄化槽）」です。
西村委員 公共下水道は上か、そういうことか。
下水道課長 はい、平成 27 年から矢印がありますが、それが公共下水道で。
西村委員 要するにズレがあるのか。
下水道課長 要請はあったのですが、まだしなくていいという話だったので、まず公共下水道を始めていました。資産調査をして移行していくことになりました。
柳楽委員長 他にはよろしいですか。
(「なし」という声あり)

(2) 市街地下水道整備計画（浜田処理区）の経営シミュレーションについて

柳楽委員長 下水道課課長。
下水道課課長 (以下、資料をもとに説明)
柳楽委員長 説明が終わりました。この件について質疑がありますか。
(「なし」という声あり)
ないようですので、執行部の皆さんはこれで退席していただいて結構です。ありがとうございました。

《 執行部退席 》

[10 時 56 分 休憩]

[11 時 01 分 再開]

2. その他

柳楽委員長 田畑委員や布施委員からもお話がありましたが、皆さんのご協力をいただいて政策提言、また条例を出させていただくことができました。本当にありがとうございました。意見をいただきました島田先生と家族の会の方には、私をご報告に行かせていただきました。その際にも皆さんにお伝えしたのですが、この提言また条例を出して終わりではなく、これからが大事だと思っていますということで、先ほども話があったように委員会の構成が変わったり等もするかもしれませんが、この件に関し

ては一緒にいろいろと今までやってきていただいた皆様のご協力もいただきながら、できる限りこの取り組みが進めていけるように、今後もご協力をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。本当にありがとうございました。

以上で福祉環境委員会を終了します。

(閉 議 11 時 07 分)

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子 ④